

歯および口腔の健康づくりに関する取り組みについて

第1次

滋賀県歯科保健将来構想－8020歯つらつしがー (平成6年7月策定)

【計画期間】平成6年7月～平成12年度

【概要】・生涯にわたる歯科保健対策の実施

(乳幼児、学齢期、成人等ライフステージを通じた対策の推進)

・具体的な目標値を定め、関係者と事業を充実するうえでの指針

・母子、成人、高齢者向けの歯科保健マニュアルの整備

*新潟県・埼玉県に続いて、全国に先駆けて歯科保健単独計画を策定

第2次

滋賀県歯科保健将来構想－歯つらつしが21－ (平成13年3月策定)

【計画期間】平成13年度～平成22年度 (平成17年度に中間評価)

【概要】・むし歯予防対策の充実

(幼児歯科健診フォロー事業、フッ化物洗口推進事業)

・歯周疾患の対策の充実

(成人歯科保健マニュアルの活用、歯周疾患検診マニュアルの整備)

・要介護者や障害者(児)等支援の必要な者に対する対策の充実

(訪問歯科医療器材の整備、障害者施設への実態調査)

・介護保険制度への対応

(従事者研修会の開催、啓発資材の作成・活用)

第3次

滋賀県歯科保健計画－歯つらつしが21－ (平成23年3月策定)

【計画期間】平成23年度～平成24年度

【概要】・むし歯多発児への総合的な支援

(児童虐待と歯科についての研修会の開催、啓発リーフレットの活用)

・口腔保健を通じた糖尿病対策等の推進

(糖尿病治療医科歯科連携検討会の開催、連携調査の実施)

これまでの主な成果

① むし歯の大幅な減少

(3歳6か月児歯科健康診査実施結果)

3歳児一人平均むし歯数	H6	H13	H22	H23
滋賀県	2.85本	1.49本	0.83本	0.69本
全国	2.36本	1.46本	0.80本	0.74本

②定期歯科健診を受けている人の増加

(滋賀県歯科保健実態調査)

40歳代定期的に歯科健診を受けている人の割合	H11	H16	H21
滋賀県	11.3%	15.2%	20.3%

③歯の保有状況の改善

(滋賀県歯科保健実態調査)

60歳代一人あたり歯の残存歯数	H11	H16	H21
滋賀県	17.2本	20.8本	20.6本

歯科口腔保健の推進に関する法律施行(平成23年8月)

第4次

滋賀県歯科保健計画＝歯つらつしが21(第4次)＝(平成25年3月策定)

【計画期間】平成25年度～平成29年度

【概要】・歯科疾患の予防の強化

(妊産婦の歯周病対策の充実、フッ化物洗口の普及拡大)

・生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上

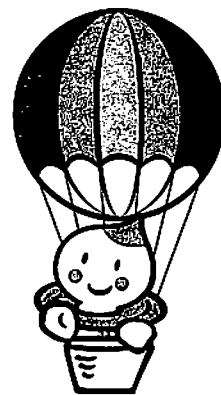
(乳幼児健診での指導の充実、介護保険施設での口腔ケアの推進)

・歯科口腔保健を推進するために必要な環境の整備

(むし歯の地域格差および個人格差の解消、通所事業所障害者の歯科健診の体制の整備)

平成26年度歯科保健対策予算の概要

項 目	当初予算 (千円)	事業概要
歯科保健対策費	42,150	
1. 歯科保健啓発推進事業	3,917	
(1) 口腔衛生啓発推進事業	3,000	滋賀県歯科医師会が行う歯科保健啓発事業に対して、補助する。
(2) 歯周疾患予防対策事業	582	①歯周疾患対策委員会の開催 ②出前講座を通じて、歯周疾患予防対策を推進する。(歯科医師会委託)
(3) 親子でいい歯コンクール	192	H25に3歳児健診を受診した子とその親を対象に、いい歯のコンクールを開催するとともに、最優秀者を全国大会へ選出する。
(4) 噛め食め歯運動推進費	143	5歳児の保護者向けに、永久歯の大切さや噛むことの大切さについてパンフレットの配布を通じて啓発する。
2. 歯科保健医療体制整備事業	32,286	
(1) 障害児(者)歯科治療等事業	27,188	口腔衛生センターにおいて障害者の歯科治療を行うとともに、入所施設への巡回歯科健診、指導を行う。(歯科医師会委託)
(2) 障害児かかりつけ歯科医推進事業	295	地域療育教室等の保護者に対して、出前研修会を開催し、かかりつけ歯科医を持つことの重要性についての啓発する。
(3) 障害者歯科医療連携体制検討会	290	障害者医療についての病診連携等を進め、地域での障害者医療体制構築のための検討を行う。
(4) 歯科健診歯科保健指導システム検討会	151	障害者通所施設での歯科健診歯科保健指導システムの立ち上げ、事業評価などの検討を行う。
(5) 障害者通所施設歯科健診事業費補助金	780	滋賀県歯科医師会が行う、障害者通所施設歯科健診に要する経費に対して補助する。
(6) 障害者通所施設歯科保健指導事業	654	滋賀県歯科医師会の実施する歯科健診を利用した障害者通所事業所の利用者に対して、歯科保健指導の実施する。(歯科衛生士会委託)
(7) 口腔衛生センター診療設備備品整備費補助事業	1,000	口腔衛生センター診療設備備品に関して補助する。
(8) 障害児巡回歯科保健指導事業	1,928	地域療育教室に通う乳幼児を対象に、歯科健診、フッ化物塗布、歯科指導を実施する。
3. 生涯歯科保健対策事業	5,947	
(1) 生涯歯科保健推進協議会	231	生涯を通じた歯科保健を推進するため協議会を開催する。また、歯科保健計画の進捗管理を行う。
(2) フッ素で歯つらつ推進事業	359	保育所・幼稚園・小学校でフッ化物洗口事業を展開し、効果的なむし歯予防対策が推進されるよう、技術的な支援を行う。(歯科医師会委託)
(3) 地域包括口腔ケア推進事業	3,126	口腔ケアを通じた高齢者の口腔機能向上を図るため、従事者研修会の実施や検討会等の開催を行う。(歯科医師会委託)
(4) 介護予防のためのお口歯つらつ支援事業	1,755	介護予防通所事業所における口腔機能向上事業の普及のため、モデル的に事業所へ介入し事業を実施するとともに、従事者研修会を開催する。
(5) 地域歯科保健調整会議の開催	253	地域における歯科保健推進のため、健康福祉事務所(保健所)において調整会議を開催する。
(6) 地域歯科保健推進研修事業	223	地域の歯科保健課題に対応するため、健康福祉事務所(保健所)において研修会を開催する。



滋賀県歯科保健計画

「歯つらつしが21(第4次)」

計画の目的

この計画は、生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持向上を通じて、全ての県民が心身ともに健やかで、歯つらつと、心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、総合的な歯科保健医療対策を推進するための計画を示すものです。

計画の位置づけと役割

- 歯科口腔保健の推進に関する法律第十三条に基づく、県の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」です。
- 「滋賀県保健医療計画」の「歯科保健対策」の分野、「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」の「歯・口腔の健康」の分野を推進するための実施計画です。
- 県をはじめ市町・関係団体・県民・教育・医療・福祉・介護・職域関係者等が一体となって歯科保健の推進に取り組むための具体的な目標を設定し、施策を定めています。

計画の4つの基本方針

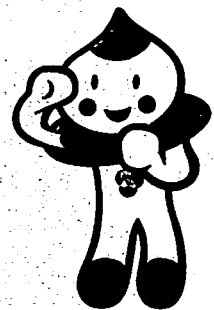
歯科疾患の
予防の推進

乳幼児期から
高齢期における
それぞれの特性に応じた
効果的な施策の推進

関係機関の
連携による
取組の推進

個人の取組と
社会全体の取組の推進

4つの基本方針に基づき、
「歯科疾患の予防の強化」
「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上」
「歯科口腔保健を推進するために必要な環境の整備」
の3つを取組の視点とします。



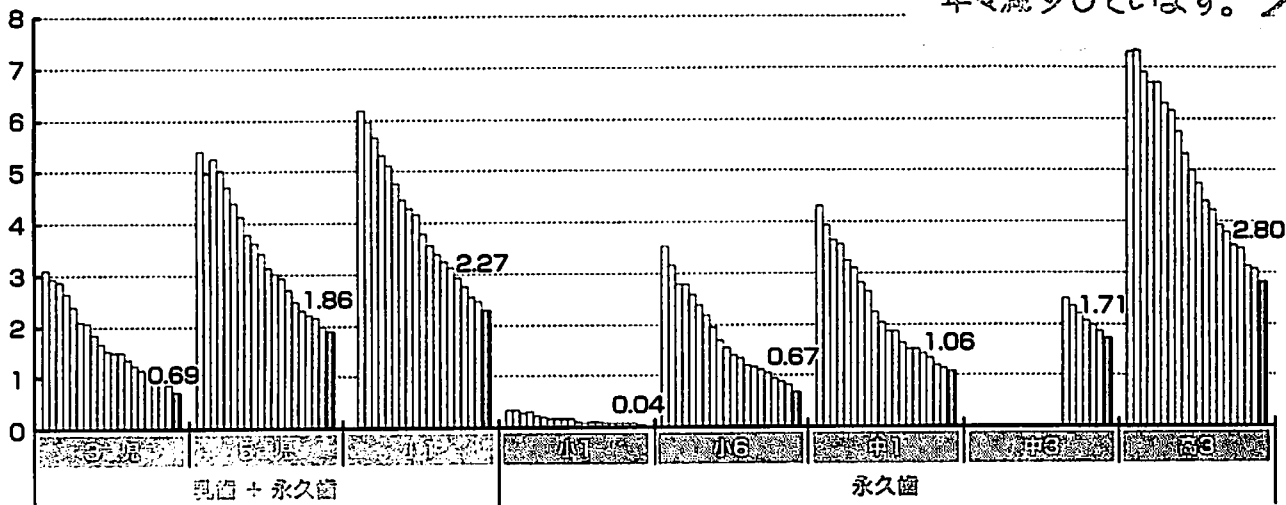
計画の期間

- 実施期間は平成25年度から平成29年度とします。
- 目標値については国の基本的事項に合わせ、平成34年度を達成年度とし、計画の最終年度である平成29年度に達成状況を評価し、計画の見直しを行います。

歯科保健の現状

(本) 児童生徒の一人平均むし歯数の推移 (H4～H24)

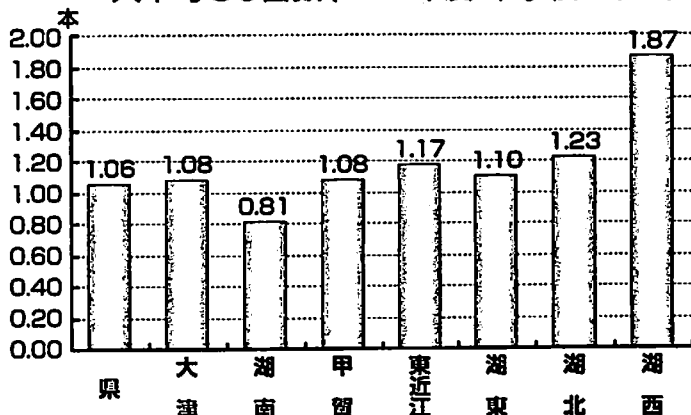
むし歯は
年々減少しています。



(出典:滋賀県歯科保健資料集)

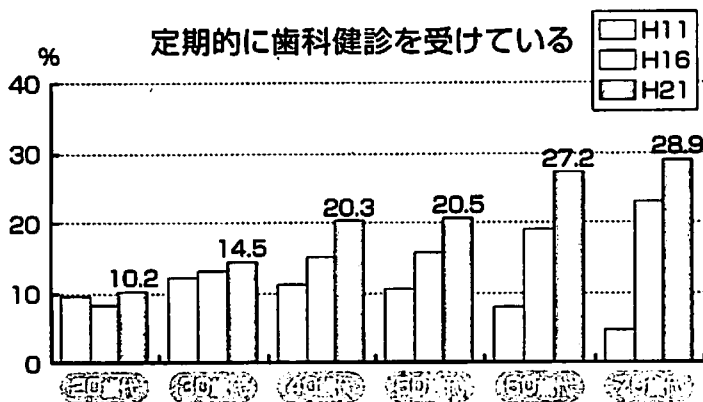
県全体ではむし歯は大きく減少してきていますが、地域によって、むし歯の状況に差があります。

一人平均むし歯数(H24年度 中学校1年生)



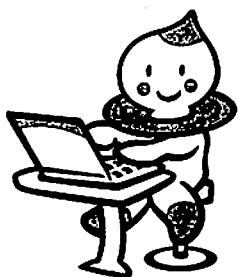
(出典:滋賀県歯科保健資料集)

定期的に歯科健診を受けている



(出典:滋賀県歯科保健実態調査)

定期的に歯科健診を受けている人は、年々増えてきています。



80歳以上で20歯以上の自分の歯がある人は15.5%(平成21年度)です。

(出典:滋賀の健康栄誉マップ調査)

ライフステージに応じた取組

乳幼児・学齢期



ポイント

- ①スポーツ飲料やジュース、おやつなど甘いものを頻回に摂取することは、むし歯のリスクとして、大きな要因となります。1日に何度も食べたり飲んだりしないようにしましょう。
- ②むし歯を予防するには、規則正しい食生活や歯磨き習慣の定着とともに、歯の質を強化するためのフッ化物の応用が効果的です。フッ化物入りの歯磨き剤や、フッ化物配合ジェル、フッ化物スプレー等を利用するようにしましょう。
- ③約20%の児童に歯周病の初期である歯肉炎がみられます。乳幼児・学齢期に歯磨きを習慣化しておくことが大切です。

達成目標 現状値→目標値

- ①3歳児でむし歯のない人の割合の増加
80.3%~~(12.2)~~→90%
- ②中学校1年生のむし歯のない人の割合の増加
60.6%~~(4.2)~~→75%
- ③中学校1年生の一人平均むし歯数の減少
10.5本~~(4.2)~~→0.5本
- ④中学校1年生の一人平均むし歯数が1.0未満の圏域の増加
10.5%~~(1.2)~~→すべての圏域

目標達成のための具体策

- ①市町の乳幼児歯科健診等の場において、食生活指導も含めた歯科衛生士による歯科保健指導（支援）を行います。
- ②小学校や中学校、高校生を対象に、むし歯予防や歯周病予防の知識の普及とともに歯磨きの習慣化についての指導を行います。
- ③地域の歯科保健に関する協議会等において、フッ化物洗口の導入について検討します。
- ④県、健康福祉事務所（保健所）は、歯科関係者とともに歯科保健に関するデータを分析し、市町や住民にわかりやすいかたちで情報提供をします。

成人期



ポイント

- ①噛むことに満足している人は、40～50歳代から減少していく状況となっています。より若い世代からの歯科疾患の予防が必要です。
- ②定期的に歯科健診や歯石取りを受けることは歯周病を予防するうえで重要です。かかりつけ歯科医をもって、早期から歯周病予防をしましょう。
- ③正しい歯の磨き方について、歯科衛生士等に指導してもらいましょう。また、デンタルフロスや歯間ブラシ等の補助清掃用具も使用しましょう。
- ④歯周病は、糖尿病をはじめ低出生体重児出産や早産等と関連することがわかってきました。歯周病予防は、からだの健康につながります。

達成目標 現状値→目標値

- ①60歳代で24本以上の歯がある人の割合の増加
49.5%~~(12.2)~~→60%
- ②定期的に歯科健診を受ける人の割合の増加
30.7%~~(14.5)~~→40%
50.2%~~(20.5)~~→40%
- ③20歳代で歯ぐきから血が出る人の割合の減少
34%~~(12.2)~~→25%
- ④妊産婦に対する歯周病対策をする市町の増加
17市町~~(12.2)~~→すべての市町

目標達成のための具体策

- ①歯周病治療および糖尿病治療の相互の治療充実のため、医師は糖尿病で通院中の患者に歯科受診を薦め、歯科医師は歯科に受診中で糖尿病の疑われる方に医科受診を勧める等、医科歯科連携による糖尿病および歯周病の治療を推進します。
- ②県、健康福祉事務所（保健所）は、事業所における歯周病予防の取組の実態を把握するとともに、職域での効率的かつ実施可能な取組の普及について検討します。

高齢期



ポイント

- ①お口は、食べる、話すなど、生活に直結する役割を多く担う場所です。いつまでも健康でいきいきとした生活を送るために、お口を健康な状態に保ちましょう。
- ②食べ物や口の中の細菌が肺に入り、肺炎を起こしてしまう誤嚥性肺炎を予防するために、口腔ケアは大切です。要介護の人などには、家族やヘルパー等が助決して、お口をきれいにしておきましょう。

達成目標 現状値→目標値

- ①80歳以上で20本以上の歯がある人の割合の増加
15.5%~~(12.2)~~→50%
- ②70歳代で噛むことに満足している人の割合の増加
55.2%~~(12.2)~~→70%
- ③訪問歯科診療実施歯科医療機関の割合の増加
18.6%~~(12.2)~~→30%

目標達成のための具体策

- ①歯科医師会および歯科衛生士会等関係職種が連携して、口腔機能の役割や口腔ケアの必要性について、啓発します。
- ②脳卒中やがん医療等における関係者の連携による口腔ケア体制について検討します。
- ③訪問歯科診療を実施する歯科診療所を増やすとともに、在宅療養支援チームの一員として歯科専門職が効果的に関わるため、歯科医師や歯科衛生士の退院時カンファレンスやサービス調整会議の参加を推進します。

支援強化が必要な取組

障害者(児)への支援

ポイント

- 障害者(児)は、歯科治療や日常の口腔清掃が不十分になりやすく、お口の状態が悪化しやすい傾向にあります。幼い頃からかかりつけ歯科医をもって、お口の管理をしていくことが大切です。
- 障害者(児)の歯科医療は、一次医療機関(地域の歯科診療所)へ受診できる環境整備を進めるとともに、歯科医師会が運営する口腔衛生センターや地域の病院の中にある歯科等の二次医療機関と一次医療機関が連携して治療できる体制整備が必要です。
- 施設や事業所単位で歯科健診や歯科保健指導を受けるなど、集団における歯科保健の取組が大変重要です。

達成目標 現状値→目標値

- 障害者通所事業所における定期的な歯科健診実施率の増加
33%(H21)→50%
- 障害者入所施設における定期的な歯科健診実施率の増加
83.3%(H21)→100%
- かかりつけ歯科医を持っている人の割合の増加
23%(H23)→50%



目標達成のための具体策

- 障害児の保護者や通所事業所、入所施設の職員を対象に、歯科疾患の予防方法について研修等を行います。
- 口腔衛生センターは、入所施設の歯科健診および歯科保健指導を実施します。
- 県および健康福祉事務所(保健所)は、通所事業所での歯科保健の取組を支援するため、圏域間の情報交換や福祉関係者および歯科関係者との意見交換等を行います。

児童虐待への歯科からの支援

ポイント

- 児童虐待は、深刻化する前に早期発見することが重要です。
- 被虐待児の口の中は、むし歯が多いことや、むし歯治療が放置されている状態であることが多いということが明らかになっています。
- 児童虐待防止法第5条では、医療従事者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めることとなっています。

達成目標 現状値→目標値

- 虐待の疑いを発見した際の対応について理解する歯科医療関係者の増加
研修会の開催4回(H23.2以降)→年1回以上の研修会開催の確保
- 要保護児童対策地域協議会に歯科医師を構成員とする市町の増加
4市町(H24)→すべての市町



目標達成のための具体策

- 歯科専門職は歯科健診や歯科診療の場で、口腔内状況から潜在化している虐待の実態を把握することが求められているため、このような役割や、疑いがあつた際の対応方法について、継続して研修を実施します。
- 市町に設置された要保護児童対策地域協議会に歯科医師が参加し、歯科関係者が虐待を疑った場合の通告体制をより強化するとともに、より充実した支援体制の構築を行います。

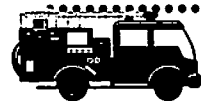
災害時における対応

ポイント

- 地震等災害発生時の初動段階においては、救命措置が最優先となりますが、時間の経過とともに、周囲の衛生状態や生活環境の悪化により、むし歯、歯周病等による急な痛みや、入れ歯の喪失により食事がとれないこと等、様々な歯科治療ニーズが出てくるようになってきています。また、お口の中が不衛生になることによる誤嚥性肺炎の発症等も懸念されます。

達成目標

- 災害時における歯科口腔保健の重要性について知っている人の増加
30%以上
- 被災者への対応が行える体制づくり
年1回以上の研修会の開催



目標達成のための具体策

- 災害時における誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの重要性について、健康フェスティバルにおける啓発や健康教育の場等様々な機会を活用し、県民へ広く周知します。
- 支援する関係者は、平常時より既存のマニュアル等から、それぞれの役割を確認するとともに、先に発生した東日本大震災等の被災地での歯科保健医療活動を踏まえ、災害時の口腔ケア啓発媒体や要援護者スクリーニング表等の作成について検討します。

目標値一覧

心身ともに健やかで、歯つらつと、心豊かな生活ができる社会のために

総合的な歯科保健 対策の推進

歯科疾患の予防の推進

関係機関の連携による取組の推進

乳幼児期から高齢期までのそれぞれの特性に応じた効果的な施策の推進

個人の取組と社会全体の取組の推進

		口腔の健康保持・増進					
結果目標		12歳児（中1）で一人平均むし歯数が1.0未満の区域の増加 [1区域→すべての区域]					
		3歳児でむし歯のない人の割合の増加 [80.3%→90%] 12歳児（中1）のむし歯のない人の割合の増加 [60.6%→75%] 12歳児（中1）の一人平均むし歯数の減少 [1.08本→0.5本] 中学校3年生、高校3年生の歯肉の有所見者の割合の減少 [中3 20.9%→20%] [高3 22.4%→20%]	60歳代で24本以上の歯がある人の割合の増加 [49.5→60%] 60歳代で噛むことに満足している人の割合の増加 [59.4%→70%] 20歳代で歯ぐきから血が出る人の割合の減少 [34%→25%]	80歳以上で20本以上の歯がある人の割合の増加 [15.5%→50%] 70歳代で噛むことに満足している人の割合の増加 [55.2%→70%]	特別支援学校の中学校1年生の一人平均むし歯数の減少 [1.17本→0.5本] 特別支援学校の中学校1年生のむし歯のない人の割合の増加 [68%→75%] 特別支援学校の中学校3年生の歯肉の有所見者の割合の減少 [21%→20%以下]		
		ライフステージに応じた取組			支援強化が必要な取組		
		乳幼児学齢期	成人期	高齢期	障害者（児）への支援	児童虐待への歯科からの支援	災害時における対応
経過目標	歯科疾患予防の強化	定期的に歯科健診を受ける人の割合の増加 [30歳代 14.5%→20%] [50歳代 20.5%→40%] 時々歯石を取ってもらっている人の割合の増加 [30歳代 28%→45%] [50歳代 34.8%→65%] デンタルフロスや歯間ブラシを使用している人の割合の増加 [30歳代 29.9%→45%] [50歳代 38.0%→65%]	介護予防における取組として口腔機能向上を知っている人の割合の増加 [7.4%→35%] 口腔機能維持管理体制加算を算定する施設の割合の増加 [43%→70%]	障害者通所事業所における定期的な歯科健診実施率の増加 [33%→50%] 障害者入所施設における定期的な歯科健診実施率の増加 [83.3%→100%] かかりつけ歯科医を持っている人の割合の増加 [23%→50%]		災害時における歯科口腔保健の重要性について知っている人の増加 [30%以上]	
	生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上	乳幼児歯科健診における不正咬合診査基準の作成 [基準なし→基準を作成する]	よく噛んで味わって食べる母乳育児に関心のある人の割合の増加 [53.9%→75%]				
	歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	妊産婦に対する歯周病対策をする市町の増加 [17市町→すべての市町] フッ化物洗口実施施設数の増加 [92施設→150施設] フッ化物洗口に取り組む市町の増加 [7市町→14市町]	乳幼児歯科健診時の保護者健診を実施する市町の増加 [5市町→10市町] 糖尿病治療において、医療歯科連携を行う医療機関の割合の増加 [歯科 6.5% 内科 10.7% →増加させる] 特定健診・特定保健指導時に歯周疾患に関する情報提供を実施する市町の増加 [9市町→すべての市町]	在宅ケア歯科衛生士登録システムの登録人数 [25名] 訪問歯科診療の実施歯科医療機関の割合の増加 [18.6%→30%]	地域の病院歯科において、障害者（児）の歯科治療を行う病院の確保 [1圏域に1か所以上] 口腔衛生センター患者の地域の歯科診療所への紹介数の増加 [8事例→増やす]	虐待の疑いを見出した際の対応について理解する歯科医師関係者の増加 [年1回以上の研修会の開催の増加] 要保護児童対策地域協議会に歯科医師を構成員とする市町の増加 [4市町→すべての市町]	被災者への対応が行える体制づくり [年1回以上の研修会の開催]